

第28回 佐用町議会(定例)会議録 (第4日)

平成21年6月12日(金曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	大久保 八 郎	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	天文台公園長	黒 田 武 彦
	消 防 長	加 藤 隆 久	会 計 課 長	上 谷 正 俊
	総 務 課 長	坪 内 頼 男	財 政 課 長	長 尾 富 夫
	まちづくり課長	前 澤 敏 美	税 務 課 長	保 井 正 文
	住 民 課 長	木 村 佳 都 男	福 祉 課 長	内 山 導 男
	健 康 課 長	新 庄 孝	農林振興課長	小 林 裕 和
	商工観光課長	廣 瀬 秋 好	地籍調査課長	茅 原 武
	建 設 課 長	野 村 正 明	水 道 課 長	野 村 久 雄
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	生涯学習課長	福 本 美 昭
	クリーンセンター 所 長	谷 口 行 雄	教育委員会 総 務 課 長	福 井 泉
	教育委員会 教育推進課長	岡 本 正	上 月 支 所 長	達 見 一 夫
	南 光 支 所 長	春 名 満	三 日 月 支 所 長	田 村 章 憲
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第 1 . 一般質問

午前 9 時 2 6 分 開議

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。若干、時間が早いんですが、全員お揃いでございますので、開かしていただきたいと思えます。

昨日に引き続き早朝よりお揃いで出席を賜り、誠に、ご苦労様でございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。ただちに日程に入ります。

日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） 日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁を行います。

通告に基づき順次議長より指名をいたします。

5 番、笹田鈴香君の発言を許可いたします。

〔 5 番 笹田鈴香君 登壇 〕

5 番（笹田鈴香君） おはようございます。5 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私は、3 点の質問をさせていただきます。県行革のあおりを受けた多くの町民から、また住民から、不便になった、災害の時など、どうなるんだろうといった声をよく聞きます。まず、県の土木事務所に電話をしても通じません。健康福祉事務所は、相談したくても予約をしなくては、直ぐに相談に乗ってもらえません。農家の人も農業のことで相談したくても、今までのように、直ぐ行くと、直ぐというわけにはいきません。

そこで、まず 1 点目の質問ですが、県行革は住民サービスの低下そのものということで質問をいたします。今年 4 月から、佐用土木事務所、健康福祉事務所、農業普及センターが統廃合されました。昨年 7 月 25 日の議員協議会で、町長は町民生活に支障がないようにするのが第一だが、同じ行政として佐用町だけが全て残せでは行革にならない。県民局は維持されるが機構は縮小されるなどと報告をされました。先ほども申しましたように、現実にサービスの低下になっています。町として、現在の状況をどのように把握されているのかお尋ねします。

まず、県土木ですが、道路パトロール業務だけ残す、1 階に数人の職員が常駐するということでしたが、現状は、どうなっていますか。

次に、健康福祉事務所について。

1、龍野健康福祉事務所に統合。ただし精神障害者の関係があるので、月 2、3 日、業務を行うということでしたが、どうなっていますか。

2、健康福祉事務所への提出物など、直接たつの市まで持って行かなくてはいけません。この不便さをどう解消されますか。

そして、佐用農業改良普及センターについてですが、JA の佐用に県の普及員が出向するということでしたが、廃止後はどうなっていますか。

2 点目は、後期高齢者医療制度についてお尋ねします。この 4 月で後期高齢者医療制度が実施されて 1 年になります。75 歳という年齢で差別し、保険料は天引きになるため、わ

ずかな年金から高い保険料をとられる、姥捨て制度はとにかくやめてほしい。こういった声を聞きます。この制度に対する不満の声が大きいため、政府は、高齢者の感情を配慮して、昨年4月に、長寿医療制度と名前を変えました。また、今年4月から一部見直しはされましたが、そんな小手先のごまかしですむものではありません。私は、廃止すべきだと考えます。そこでお尋ねします。

1、4月1日から見直しで年金天引きと、口座振替が選択制になりましたが、佐用町の実態はどうなっていますか。

2、後期高齢者に該当するのは、何人でしょうか。保険料の天引きと口座振替は、それぞれ何人か。また、滞納者があれば何人いらっしゃるでしょうか。

3、特定健診が始まっていますが、後期高齢者は、実施義務から努力義務になっていましたが、佐用町では、今までどおりと、実施するということでしたが、それでも受診者は、昨年の実績を見ますと減っています。今年、既に、実施済みの南光地域を例に挙げると、受診率は、どのようになっていますか。

4、広域連合議会での審議内容など、議会報告は、ほとんどされていません。議員である町長は、積極的に住民の意見を取り上げるべきだと思いますが、いかがなものでしょうか。

最後に、農地法改悪案についてお尋ねします。5月7日、政府与党提案の農地法改正案が、民主党との合意で一部修正のうえ可決しました。農地は耕作者自らが所有することを最も適当であることを認め、耕作者の農地の取得の促進、耕作者の地位の安定を図るという記述を全て削除し、農地を効率的に利用する者による農地についての権利の取得を促進するとしました。修正はしましたが、企業の農業への参入を原則自由化し、農地の所有にまで道を開く原案の歯止めにはならないと思います。

そこで、ちょっと、訂正をお願いしたいんですが、 の最後の行で、仕事だのと書いてあるんですが、仕事、だをがに訂正をお願いします。

で、1番ですが、佐用町のような中山間地での影響をどう考えますか。

2、市町村の標準小作料を廃止し、実勢価格に基づく価格を示すと言いますが、地域の賃貸借価格が乱高下するのではないのでしょうか。

3、企業経営と家族経営では理念が異なり、地域の共同行動や景観保持に混乱を生み出しかねないと思いますが、どう思われますか。

4、法案では、農業委員会の権限を強化して規制を図るとしています。これまでも農地を守るために、農業委員会が大きな役割を果たしてきました。人員が合併により、多く削減されており、その上、仕事が増えて役目が果たせると思われますか。

5、農地を守り、食料自給率を引き上げるためには、農業の担い手を企業にまで広げるのではなく、現に、農業を営むものが安心して経営をすることが、最も効果的な対策だと思いますが、町長の見解を伺います。

以上、この場での質問は、終わります。

議長（西岡 正君） それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） 改めて、おはようございます。本日もご苦労様です。

後、2名の議員の皆さんからのご質問が予定されております。よろしく願いいたします。

それでは、笹田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、県土木事務所についてのご質問で、佐用土木事務所に、道路パトロール業務だけ残す。1階に数人の職員が常駐するというものであったということですが、当初の、県からの話の中では、道路パトロールは残すということでありました。その後、業務の内容等、いろいろと県の方で、検討されました結果、道路パトロールという業務の性質上、事務所内での業務ではありませんので、テクノの事務所の方から出発をして、佐用土木事務所の建物を中継点として、佐用町内のパトロールを行う。その方が、効率的な業務ができるということですが、そういう判断をされたということで、4月以降の現状におきましては、佐用地区は毎日班長以下5人で2班編成で道路パトロールをされております。

旧の土木事務所におきましては、パトロールの資材置場として利用するとともに、中継基地として、休憩や昼食などをとり、佐用地区全域の点検ができるように努力をされております。また、緊急時には中継基地としてメールやファックスなどができるように整備をされております。そして、水防時には初動体制の拠点として、近隣町職員や関係者との現場打ち合わせに利用する事務所としての位置付けをされ維持をされております。

次に、健康福祉事務所について、龍野健康福祉事務所に統合。ただし精神障害者は、月2,3日の業務を行うということで、だったということですが、定期的ではなく不定期であります。龍野健康福祉事務所に、電話で相談があれば、日時を設定して佐用保健センターで面接相談が行われており、相談内容によっては、家庭訪問も行われております。

また、町では、こころのケア相談を、20年度は年間6回実施し、21年度も6回計画をしておりますので、ご相談をいただけたらというふうに思います。

次に、健康福祉事務所への提出物など、直接たつの市まで持って行かなければならない。この不便さをどう解消するのかというご質問についてであります。特定疾患の申請については、更新時に今年は7月30日と8月20日の2回、佐用保健センターで受付を実施することとなっております。今後、その状況の把握に努めて、提出物の多いものにつきましては、受付けの実施を依頼したいというふうに考えます。

次に、普及センターについても、佐用と上郡が統合し光都農業改良普及センターとなり、事務所は県民局内にあります。このため佐用町内の農業者の方からの身近な相談窓口として佐用地域普及所をJA兵庫西佐用営農生活センター内に開設をし、祝日を除き、毎週、月、水、金曜日の午後1時30分から4時30分まで職員を派遣をして対応をされております。

次に、昨年4月から始まりました後期高齢者医療制度についてのご質問でございます。まず佐用町での保険加入者数は、昨年3月30日現在で3,836人となっております。元々、制度開設時の予定では、この約4,000人近い原則75歳以上の高齢者の中で年金から天引きをする特別徴収の人数は、約7割の2,800人、残りの3割1,200人が普通徴収と予定をしておりましたが、制度開設早々の年度途中で、国における保険料軽減策が講じられたため、当初の予定から大幅に狂い、中でも低所得者層の軽減処置により、多くの被保険者が昨年9月までで、年額保険料の徴収が終了する事態や、一部においては払い込み過ぎとなり還付をしなければならない事例も発生をいたしました。また、年金支払者側の事務処理の都合により、年金からの特別徴収可能者は、介護保険料の天引き者に限り、また本年度の年金からの天引きは、21年2月の年金支給時に特別徴収されている被保険者に限られることから、この4月中に町内1,200名の皆様にその旨をお知らせし、口座振替のご案内をいたしました。このような制度の変更は、より複雑な事務処理が必要となり、また高齢の被保険者にとってもわかりにくいものとなっていて、窓口や電話で対応するほとんどの内容は、なぜ年金からの天引きができないのかといった苦情、声が多数寄せられております。

ご質問の、本人の希望により年金天引きから口座振替に移行されるのは全体で 176 人となっております。保険料の年金天引き、いわゆる特別徴収者と口座振替などの普通徴収者の人数では、最初に申し上げた人数が原則となりますが、軽減処置により、昨年 4 月から 8 月までと 10 月以降では大きく変わっております。ちなみに本年 4 月の年金支給時における特別徴収の人数では 1,951 人であり、普通徴収は年間 9 期として住民税確定後の 7 月以降、毎月の徴収となります。

次に、滞納者についてでございますが、5 月末現在において 15 名の滞納者が発生し、滞納保険料の金額は 57 万 9,659 円となりました。この内 6 名の方が、再三の督促や集金に訪問しても、他の負債などの理由により、ほぼ 1 年間の保険料の全額が未納となっております。このほど 20 年度における兵庫県下の保険料収納状況がまとめられましたが、本町の収納率は 99.63 パーセントで、県下でも上位にランクされるものとなっております。

続いて、特定健診についてであります。兵庫県広域連合では、発足時から各市町の要望を取り入れ、後期高齢者の特定健診については、努力義務として取り扱うのではなくて、従来どおり後期高齢者の皆さんの健診活動を行うことを決定して、本町では国民健康保険で行う特定健診と共同して実施をいたしております。

本年も 5 月 18 日から 4 日間南光地区で健診を実施いたしました。全体では 425 人の申し込み者に対して、実際の受診者が 373 人となり昨年度より 41 人増えております。19 年度の町ぐるみ健診では、718 人の受信者がありましたので約 5 割の受診者となっておりますが、これは特定健診として社会保険の被保険者がそれぞれの保険者の責任において健診を実施する方法に変更されたことの影響によるものと想定をいたしております。

7 月初旬に上月地区でも健診を予定し、現在申し込みの集約を行っておりますが、上月地区では昨年の受診者 299 人に対して、488 人の申し込みを受け付けておりますので、制度の周知もいくらか図られてきているのではないかと考えております。

次に、県における広域連合議会の審議内容についてでございますが、広域連合議会は、原則 2 月と 12 月の年間 2 回の定例会と、役員会の改選など不定期な臨時議会も開催をされることになっております。その内容の重要なものは、過去、議会でも行政報告として説明をさせていただいておりますし、議会終了後、事務所管課に議事録も送付されて来ておりますので、ご覧いただきたいと考えております。

また、積極的に住民の意見を上げるべきではないかとのことでありますが、国の制度とはいえ、県下の全市町で構成して、将来的な展望にたった高齢者のための医療保険制度でございますので、その趣旨に則って必要があれば、意見を申し上げていきます。

次に、農地法の改正についてのご質問であります。5 月 7 日に国において可決をされたというふうに言われて、質問通告にありますが、衆議院で可決をされて、今、国会で、参議院での審議がされているのではないかと考えております。まだ、可決はされておられません。

そういう状況の中でのご質問でございますが、農業の現状は、農業従事者減少、高齢化等による耕作放棄地の増加、農地の利用集積が容易にできない、転用期待等により農地価格が農業生産による収益より上回る傾向があるなど、制度、実態両面において様々な問題があり、今回、改正法案が提出をされたところであります。

改正内容の目的規定で、農業生産の基盤である農地が限られた資源であり、地域における貴重な資源であることにかんがみ、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつ、安易な農地転用を規制するとともに、農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利の取得を促進し、農地の利用関係を調整し、農地の農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と農業生産の増大を図ると規定されておりますが、本町のような中山間地において

も、新たに措置される農業生産法人以外の法人の農業参入等については、地域の不安や懸念を払拭する必要があり、地域の認定農業者等の担い手の育成・確保や地域の秩序ある農地利用の取り組みに支障を来さないこと、耕作目的以外の農地の利用権取得を防止すること等、措置が講じられており、運用にあたっては、市町村長も農業委員会に意見を述べることができ、また、農業委員会の権限も強化をされておりますので、地域に即した農業体系を構築していく必要があるというふうに考えています。

小作料については、借地料の指標となる価格を公的に定める現行の制度を廃止して、これまで農地の貸借に果たしてきた役割・機能を踏まえ、新たに制度化される農業委員会の作目別、ほ場条件別等の実勢借地料の情報を提供する仕組みが設けられるために、地域にあった円滑な運用を図ることが重要であるというふうに考えます。

農業経営の形態については、農業生産法人、集落営農、認定農業者、家族等々がありますが、個人はもとより農業生産法人以外の法人についても、農業委員会が許可する際の要件として、地域における農業経営を営む担い手の育成等の取り組みと整合性や農地の適正な利用を課すこととしており、目的である、地域との調和を図り地域の景観保持に努め、混乱を招かないようにすることが重要であります。

今回の制度見直しにより農業委員会として現行制度の役割の他、新たな役割として、効率的かつ総合的な農地利用との整合性の確保、許可後の農地の厳正執行、農地の利用集積組織との連携、農地情報の確保等々広範囲で重要であります。農地制度における農業委員会の果たす役割の重要性を踏まえ、役割を果たすための組織運営や必要な経費についても、農業会議を通じて国への拡充を要請をしているところであります。

佐用町のような中山間地域の農業では、育成すべき担い手は、地域に根ざした家族農業経営と、その発展形態である集落営農、農業生産法人等であります。今、自らの農業だけでなく、地域全体の農業構造を変える第二の農地改革の時期を迎えて、皆でこれからの農業・集落を考えようと平成 20 年度より県及び農協と連携し、佐用町集落営農活性化塾を継続的に開催し、農業従事者の高齢化等による農地の荒廃を防止し、国・県の農業施策が活用できる、地域にあった担い手の育成に努めているところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔 笹田君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） では、再質問をさせていただきます。

ちょっと、町長が言われた、3 番の農地法のことですが、この間、請願の時には、ちゃんといったんですが、ちょっとこれ抜かっておりまして、すいません。間違っております。一部修正をされて、衆議院が可決、で、参議院は、まだ審議中、審議中というか、まだです。訂正いたします。

では、まず 1 点目の県行革がサービス低下したということで、県行革によって、住民のサービスが低下したということで、お尋ねしたいと思います。

先ほど、パトロールの状況とか、健康福祉事務所、また佐用農業改良普及センターについての、このことを説明されたんですが、4 月の報告とは、県が検討して、また変わった部分を言われたわけですけれども、このことは、町長は、いつお知りになったのか。また、早く、そのことが分かっているのであれば、なぜ、議員に報告をされなかったのか、まず、それを 1 点お尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁。

町長（庵逄典章君） いや、基本的なところは何も変わっておりませんので、最終的に、こういうふうになりましたということで、4月からの体制で、私も知りました。

まあ、土木事務所にですね、道路パトロールは残すということで、道路パトロール隊については、これは、残って、業務的には、実質、実際に、これを活用しながらですね、やっていただいております。まあ、道路パトロールですから、事務所内に職員が、元々いるということ、業務ではありませんので、外へ出て、基本的には、道路の点検をされる業務ですから、ですから、それは、現在も、その佐用土木事務所を資材置き場や、中継、そこで休憩したり食事もされたりしながら、全域をやっていただきます。ただ、出発点は、朝の出発されるのがテクノの事務所から、まあ、これは、佐用だけじゃないですから、そこで、出勤をして、そこから、佐用の班として、2班が今されているんですから、そういう業務は、きちっとやっていただいておりますということですので、私は、そういう理解をさせていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） あのまあ、パトロール業務は、現実、本当に残っているんですが、それと、さっきFAXとかね、メールの仕組みを言われたんですが、もう少し、そのどうしたらつながるのかということ詳しくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 土木関係の相談ですね、私、今まで、直接町民の方が、県の方に話したん、ほとんど町の方の建設課の方通して、連絡をしていたと思いますし、このFAXや電話というのは、この緊急時、ここも県としてもですね、水防指令が出れば、初期の段階で、職員を常駐させるということをお願いしております。そういう中でね、個々の事務所がFAXや電話は、きちっと維持していただいて、そういう緊急時なりの対応するためのね、拠点として、日頃から維持をしていただくということでもあります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それは、まあ緊急時の時だと思うんですが、通常、やっぱり前の佐用の土木事務所へ電話を掛ける人が、まだあると思うんですけれども、その電話ですね、私も確かめてみますと、その相手の都合により、電話は、取り外しておりますので、つなげませんということを言われて、ここへ掛けてくださいということなんですが、やっぱり、まだ間違えて掛ける人もあるし、そこまでつながるのであれば、それを、今の時代ですからね、直接、テクノの県土木の方へつながるような方法を要請するということは、できませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君）　　まあ、どれぐらいの頻度があるんかもしれませんが、そういうふうにあんまりをですね、移転をしました、テクノのどこへ電話をしてくださいという案内があればですね、それは、一応、通常の今の、これまでの業務について、町民の皆さんには、連絡が通じるのではないかと思います。ですから、そのしょっちゅうね、たくさんある相談であればいいですけども、ほとんどの場合は、町の方へ皆さん来ていただいておりますから、今の処置で、私は、間に合っているのではないかと思いますけれども。

〔笹田君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君）　　でも、やっぱり住民の立場に立てば、このまま待ってもつながる方がいいと思うんですけどね、そのへん、やっぱりもっと町長も県に対して、それぐらい、ある意味で、それぐらいのことというか、簡単なことだと思うんで、転送だけですからね、電話代も、どうなるんか分かりませんが、たくさんしゃべられたら、たくさんいらいますけど、それでも、転送に切り替えるというぐらいは、要請できると思うんですが、暫くの間ね、当分は、やっぱり、せめて1年とかは、そういうふうにされた方がいいと思うんですけども、そのへん、もう一度お願いします。

議長（西岡　正君）　　はい。

町長（庵逄典章君）　　今、それぐらいのことということで、実際、それぐらいなことだと思います。だから、それは、県の方にどういうふうになっとんのですか、担当課長の方から答弁してもらった方が。そういう連絡体制については、いいと思います。

議長（西岡　正君）　　はい、建設課長。

建設課長（野村正明君）　私達は、佐用土木には、誰もいらっしゃらないということを前提に働いてますから、佐用土木事務所に電話したことはないんですけども、今、町長が、おっしゃいましたように、私達も情報としては、知っておきたいから、国県道であってもね、役場建設課を通して何でも言うていただく方がありがたい部分の方が多いんです。ですから、遠慮なく、建設課へお電話いただいたら、必ずつながりますから、そういう、逆に、そういった指導をしていただく方が、私達も県との連携もとれるということで、ありがたいというふうに思っております。

〔笹田君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君）　　そしたら、町の建設課へ言うと、ありがたいと言われるんですけども、そこへ言うまでの段階と言うか、一般の人は建設課へ言うっていうこと、言う人もありますけど、そういうことを知らない人だったら、やっぱり、直接土木、直接と言うか、佐用へ掛ける人もあると思うんですけどね、だから、そういう宣伝と言うか、なくなりましたから、建設課の方が、中継と言うか、連絡をとりますよという、そういうお知らせな

んかは、それじゃあ、しょっちゅうされてますか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） そういった実態は、正直言いましてありませんけれども、だいたい、ほとんどの方がね、お言葉じゃないですけども、建設課へ掛けて来られますよ。国県道についても、それ必ずつなぎます。あえて、そういうことを知らないという方は、余計、建設課の方へ、僕は電話されるケースの方が圧倒的に多いと思います。実際、そういう電話が、日々毎日ありますから、必ずつなぎます。責任持って。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 勿論、つないでもらったら、もう一番いいですが。

さっきも言いましたように、ちょっとこの間も、やっぱり草刈の件で、直接掛ける人が、それは、テクノの方へ掛けられたんですけども、そしたら、そういった時には、今度、地形がね、中々分からないから、どこですかとか、言われても、中々、分かってもらえないと。そこであれば、側へ行って、地図広げて見て、直ぐに分かるんですけども、今、そういった電話だけのやり取りで、中々分からないですね。で、そういう人もあるので、やっぱり、直接掛ける人もあるので、つないではもらえるんですけども、やっぱり宣伝として、PRとしてね、こういうことがあれば、建設課に言ってくださいというようなことも、もっと広い範囲に広めた方がいいと思うんですけど、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） 私自身は、幸か不幸か、そういった実証には、あってませんので、今、議員がね、おっしゃるようなことで、お悩みの問い合わせがあったら、どうぞ建設課へ電話してくださいと言います。もう、それ以外、答えはないです。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君）ほんとに、こんなことでねと思うんですけども、やっぱり住民にとったら、こんなことという小さいことが、すごい、ちょっと言ってもらっても、嬉しいんですね。それが、もう第一の住民サービスだと思うのですが、そのへんも、今後、よろしく願います。

次に、健康福祉事務所なんですけど、これは、予約をして日程を決めていうことで、いうことなんですけど、保健支援センターは、確かに、今、保健センターの中にあるわけですけども、やっぱり、精神の方なんかは、急に相談をしなくてはいけないようなこともあると思うんですけど、やはり、常駐、日にちを決めておられると安心をするという点があると思うんですけど、このへんの要望はしていただけますか。どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課ですか。

健康課長（新庄 孝君） 4月、5月とね、6月、本日まで、ちょっと回数ね、支援センターの回数を聞きますと、まあ、1回で1名だったという。度々今後あるかも分かりませんが、緊急の場合ね、また佐用保健センターの方からね、龍野健康福祉事務所の方へね、電話を入れて、また、どうかなというのは、問い合わせしてもらいたいというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 是非、それはお願いしたいと思います。

それと、提出物なんですけれども、特定疾患なんかの申し込みとかの場合は、さっき言われたように、今までと、あまり変わらないように思うんですけれども、他のことで、持って来て欲しいと言われた時に、やっぱり、行けない人もあると思うんですが、そのへん、保健センターが気を利かせてとか、健康課の方が、代理で持って行くというような、そういうことの計らいはできませんか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） そういうことは、今のところ、考えておりません。

まあ、協議した中では、その他の更新とかね、いろんな申請、更新事務あると思うんですけれども、まあ、多いもので、5件ほど、まあ少ないんで1、2件というふうに聞いておりますので、まあ、それほど多くないというふうに聞いておりますので、それぞれの方が、たつのまで足を運んでいただくというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、不便であるけども、解消は、町民にとつたらできないわけですが、それでも、いいというわけですね。確認をします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（新庄 孝君） はい、まあ、先ほど、お話になった、特定疾患の分についてもね、これは、新規の方は、非常に手続きが難しいということで、たつのの方に持って行ってもらうようになっています。これは、新規は、だいたい、更新の1割程度ということで、その時には、まあ、10件、10名ぐらいは新規ということを知っております。その方は、非常に事務が複雑なので、たつのの方に足を運んでいただくというふうになっておりますので、その他の分についてもね、非常に少ない分については、申し訳ないですけれども、たつのの方に足を運んでいただきたいと。

まあ、若干申請で難しいような点についてはね、佐用の保健センターの方でね、いろいろ向こうに聞いて、申請の内容についてはね、確認とかいたしたいと思っておりますけれども、基本的に持って行っていただくというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、特定疾患の方で、本当に、福祉事務所が変わるということで、たつのまで持って行かなあかんということで、大変心配されていた人にとっては、ちょっとありがたいかなとは思いますが、やっぱり新規の人が行く。1つでも書類とか、何か足らなければ、また返って来るといような、大変な、それでなくても、病気だけでも大変な上に、そういったことがありますと、本当に、その人にとっては、大変な苦労になりますので、そのへん、時間を掛けてでも、何とか、いい方法を今後検討していただきたいと、まず要望しまして、次の質問の、農業改良普及センターについて、質問します。

先ほども、答弁にもあったんですけども、月水金の午後1時半からということですが、この時間帯で、住民が納得をされると思いますか。どうでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 今回のですね、組織改変で、1時半から4時半まで、JAの生活営農センターでやっております。まあ、住民が納得するかどうかということですが、その時間帯に職員を派遣して、対応はさせて、させていただいております。例えば、午前中に聞きたいという人は聞けないがなという不満はあるかも知れませんが、こういう形で、住民に周知して、またご相談業務をさせていただいておりますので、十分対応はできるというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今、十分に対応ができると言われたんですけども、ここへ来る人ですね、普及員は、どういう方が来られますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 普及所の職員が、順番にですね、ローテーション組んで来られております。まあ、普及所の職員もですね、いろいろ専門もありますけれども、専門についてもですね、それぞれ違う専門の方が、例えば、来られたとしてもですね、そこは、そばにJAの営農普及員もおりますし、そういう連携も取れますので、対応はできるというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 対応はできるかもしれませんが。でも、今回、私も、どんなものか、見に行っただんですが、今までも、4月からできていた。しょっちゅう行くんですけども、気がつかないような場所ですね。そう思っで見れば、分かるんですけども、本当に戸が一間四方ぐらいのところに囲まれて、閉まっている時は、もう中は、透明じゃありませんから、中の様子は見えませんし、本当に、隅っこと言うか、営農センターの前の窓際なんですけども、ちょっとあれは、分かりにくいなというのが、まず1点と。

それから、時間に、勿論不服がありますが。

それと、職員ですけども、現在、月曜日と金曜日は、前の普及センターにおられた佐用担当の方がおられるので、ある程度、佐用の様子も分かるので、いいとは思いますが、水曜日なんですけど、水曜日は、毎回変わるらしくて、この間も行ったら、加古川の人でした。だから、佐用のことは、ほとんど分からないということで、それも大勢来られますかということを聞いたんですが、私が、何時ぐらい、お昼から、1時半は、とっくに過ぎていたんですが、終わる前でしたが、今日初めてですと。で、その人の話によりますと、他の人から連絡受けているんだと思うんですが、結局ね、来ても、覗いて質問をするまでに、1人しかいないし、こう帰って行く人もあるらしいんです。それと、そこで聞いても、向こうとしては、一生懸命やられていると思うんですが、そのパソコンを通じたり、電話を通じて、状況を話をして、対応はされているそうなんですけど、やっぱり、大勢、多くて、2、3人かなということ言われたんですが、佐用の時は、もっと大勢来られました。佐用というか、前の上町にある時は、もっと大勢来られましたということなんですけど、そのへん、対応が、本当にうまくできていると思われませんか。今の状況を聞いて。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） まずですね、今、週、月水金の3日です。月火はですね、今来られているのはですね、前の普及改良センターの所長が退職されましたので、その方が来られていると思います。

それと、今は、水曜日は職員でローテーションをされているというふうに聞いております。

で、佐用のことが分からないということなんです。これは、県の職員の人事異動がありますし、佐用の出身者ばかりが県の職員でありませぬので、やはり各地から佐用の光都改良普及センターに赴任をされております。勿論、加古川の方であろうが、神戸の方であろうが、佐用のですね、そういう光都に赴任されて、佐用の地域普及所に派遣される場合はですね、やはり、1日も早く地域のことを知っていただいでですね、そして佐用の農業普及のためにですね、頑張ってくださいということが趣旨ですので、どこの人が、来られたから佐用のことが分からないというのはですね、最初のうちは、やっぱり戸惑いがあるかと思いますが、そういうことは、やっぱり職員の責務としてですね、改善はしていただきたいというふうに思っていますし、そういう努力もしていただきたいというふうに思います。

それと、相談に来られて帰られる方がいるという。やっぱり相談に来られたらですね、遠慮なしにですね相談していただきたいと思います。そのために、地域普及所を開設しているわけですから、だから、そういうことは遠慮せず、住民の方もですね、遠慮せずに、ご相談はですね、していただけたらと思います。

ただ、たまたま電話をしているとかいう時は、暫く待っていただくことがあるかも知りませぬけれども、そういう住民の方にも、そういう点のですね、配慮はしていただけたらなというふうに思います。

それから、利用者の件ですけれども、ちなみに、4月の最初は、組織改変でね、事務所もバタバタしていましたので、4月1日からは、開設していませんけれども、4月13日からですね、開設をしています。ちなみに、4月、5月でですね、延べ31人の方が、相談に来られています。そういう形でですね、やられています。たまたま、佐用に事務所がありましたので、行きやすかったという面はあるかも知れませんが、しかし、それにですね、劣らないような対応はしているというふうに考えております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） さっき、ちょっと訂正と言うか、課長が言われたのは、月曜日と火曜日言われたんですけども、月曜日と金曜日だと思うのですが。

〔農林振興課長「火曜日言いましたか」と呼ぶ〕

5番（笹田鈴香君） はい。

〔農林振興課長「月曜日と金曜日ですね」と呼ぶ〕

5番（笹田鈴香君） 金曜日です。

あの、それとね、入りにくいっていうのは、やっぱり場所と、その囲んである形がね、ちょっと入りにくいなという、それは、もう誰でも思うんじゃないかと思うんですが、まあ1回行って、行かれたらよく分かると思います。やっぱり、今まで、普及所の人と言うと、稲作りとか、それから、特産品づくりとか、また害虫が発生したとか、まあ、例えば、未包の牧場で公害発生とかいうことになったら、直ぐに飛んできてもらえるし、身近な相談という意味では、すごく助かっていますが、やはり、そういったことも、ここでできますよという啓発もね、やっぱりしてもらいたいなと。皆にPRをもっとして欲しいなという感じます。

やっぱり、役場に、一緒に、普及所の人と一緒に、今まで現場なんかにもよく来られていたわけですが、ここの、その普及員さんも言われてましたが、やっぱり、普及員は、もうほとんどのものが、身近に皆さんと会って、話をして、相談を受けたり、また、いろんなこうお話をしたいということ言われておりましたので、やはり、普及員の気持ちも通じ、また農家の人達の声も届くように、届きやすいような状態をするためにも、是非、農会長会とか、そういうところで、利用してくださという話を、是非して欲しいと思います。

じゃあ、次に入りますが、後期高齢者制度なんですけども、この後期高齢者制度は、本当に、いろんな人の声が、大きな声が上がって、署名運動とか、その他、いろんな意見書挙げたりとかいうことが、行われているわけで、見直しが行われています。で、今回も、見直しのために、年金から天引、これが本当に最大の難点というか、本当に、もう年金から、もう否応なしに取られるという感じで不満の声が大きかったわけですけれども、先ほど言われたんですが、もう一度確認をさせていただきたいんですが、現在、ちょっと、これは、聞かなかったと思うんですけども、口座振替に、年金から、年金の天引から口座振替に変わった人は、今回、何人ぐらいおられるかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 先ほど、町長の答弁の中でお答えさせていただきましたように、年金天引から口座振替に移行された方は、176名。現在の時点で、176名であります。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それとですね、確定申告なんかで、今も、去年のことも含めてですけども、確定申告などで、普通、医療費とか、保険料とかのそれを証明するものを持って行って、例えば、還付金があるとかないとか分かるわけなんですけれども、そういった意味での年金天引をされている方の分は、それが、分かりますか、分かりませんか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい、ちょっと、私、質問の趣旨が全然分からないんですが。

5番（笹田鈴香君） すいません。

議長（西岡 正君） はい、笹田君。

5番（笹田鈴香君） その金額というか、引かれている金額がね、分かりますか。分かるように、その税金、税務署は、分かるようになっているんですか。その、この人がいくらというのが。普通、年金から、もう引かれてしまったら、年金の金額しか出ないと思うんですけれども、そのへん。

議長（西岡 正君） はい。

福祉課長（内山導男君） まずですね、年金天引者についても、1年間の保険料の決定しましたら、この1年間いくら引かせていただきます。そして、何月の年金には、これだけ引かせていただきますというご案内をしますので、当然、本人は、文書による発送なんですけど、それで、ご理解いただいていると思うんですが。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今回も、これも、1つの見直しと。それから、後期高齢者と言うか、65歳から74歳までの人も1割から2割に上がるということを書いてみましたけれども、結局、1年間の軽減措置というか、今までどおりにするというように、この見直されたわけなんですけれども、そのへんは、そういった意味で、問い合わせとかはありませんか。

例えば、74歳までの方で、2割になるかなと思っていた人が、ならないわけですけれども、どっちになったんだろうと言って、こう迷う人というか、そういう人もあると思うんですけれども、それらは、どのように報告というか、連絡をされたり、また、町に対して言うか、福祉課に問い合わせがあるかどうか。

議長（西岡 正君） はい。

福祉課長（内山導男君） それは、後期高齢者医療制度のことでお尋ねなんですか。

5番（笹田鈴香君） ああ、前期。関連して前期です。

福祉課長（内山導男君） あの、後期高齢者につきましてはですね、一応、その所得によって現役並みの方もいらっしゃるんですが、原則1割ということで、その今おっしゃった、1割、2割というのは、国民健康保険のことをおっしゃってるのかなというふうに思うんですが。

〔笹田君「はい」と呼ぶ〕

福祉課長（内山導男君） じゃあ、ちょっと国保の方と変わりますので。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（木村佳都男君） 国保につきましては、ここ、3月ぐらいに、いくらかの窓口での対応で、住民の方が来られておりましたけれども、説明の方をさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） なぜ聞いたかという、結局、年齢で分けたり、今までだったら、もう65歳を高齢者、で、それまでの人とに2つだったんですけど、わざわざ75歳で分けたり、また前期とか、そういう分け方をするのでね、あえて、聞きました。

で、今、言いましたように、次々と、この後期高齢者も、やっぱり、見直しはしていくんですけれども、見直しに次ぐ、見直しということで、やっぱり、その高齢者の人自身もね、すごく迷われると思うんですが、やっぱり、こういった制度は、是非、私は、廃止すべきだということを申し上げて、次の質問に入ります。

農地法です。先ほど言いましたように、まだちょっと参議院では、可決しておりませんが、佐用町では、まあ関係ないなと思われている方がいるかもしれないんですけど、その点、中山間地のことも町長は言われたんですけども、もう一度、中山間地、もし、この法案が通ったとすれば、どのような影響があると思われるか、ほとんどないと思われるか、そのへんをお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（小林裕和君） 先ほどのですね、町長のお答えにもありましたように、町にお

いてはですね、町のような中山間地においてはですね、やはり、どうしても地域に根ざした家族経営、それと今、推進をしております、集落営農、そして、農業生産法人等、そういう人達にですね、頑張ってください、佐用町の優良な農地をですね、守っていただくということが重要であろうというふうに思います。

農業生産法人以外の法人、企業ですけれども、企業が、佐用町に参入をするということではですね、可能性はないというふうに思います。企業によってはですね、佐用町で農業をやりたいという企業はあるかも分かりません。しかしながら、企業ですから、やはり、そのへんの生産性、採算性というのはですね、どうしても重視してやってくるだろうというふうに思います。そういうことを考えればですね、こういう耕地の狭い中山間地の農地ではですね、中々生産性伴わないということが想定はされます。だからと言って安心しているわけではありません。そういう中で、今回の改正についてはですね、企業の利用権等の設定についてはですね、門戸を開く部分もありますけれども、その取得権までもですね、は、現行の修正案であってもですね、取得権までの門戸は開放しておりませんので、利用権ということでは、1つはですね、制限はかかってくると思います。

また、利用権を設定しようとしてもですね、やはり地域との景観、地域との農業に調和をした、ということが、文言ありますので、これは、水利の問題とかですね、一生懸命、農家がですね、無農薬でやられている、やろうとして、一生懸命取り組んでおられる両サイドへですね、企業が入って来て、農薬を出してですね、生産性を上げるということもですね、考えられますので、そういうことを制限するための文言も入っております。そのために、農業委員会ですね、役割が強化されまして、農業委員会が、それによって、どうこの地域の農業が変わっていくのか、そこへ参入することによってですね、変わっていくのかということも十分検証しながら、許認可を与えるようなことにもなっておりますし、農業委員会だけじゃなしにですね、その地域の自治体の市町村長にもですね、やはり意見を求めることができるという制限が掛かっておりますので、そういうことを踏まえた中で、企業が参入できるかどうかという判断がされてきますので、ある程度の歯止めはですね、かかっているというふうに思っております。そういう点を考えればですね、佐用町でも中々、企業が参入するというのは、難しいのではないかなと思いますけれども、ゼロということではないというふうには思っています。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） まあ、今の意見ですと、ゼロではないけど、まあ、ほとんど来ないだろうと思われていると思うんですけども、まあ、そう思いたいですし、また、そういうことで、企業が参入してくるのは、私も、もう絶対反対です。

9日のね、9日なんですけれども、参議院の農林水産委員会で、農地法のことを審議されたようなんですが、その時に、先ほど言ったような、もし参入してきた時どうなるかということで、中山間地なんですけれども、現実に起きていることなんです、茨城県でね、結局、企業が入って来て、ただ、その入って来たんはいいんですが、農業本当にしてくれるんだったらいいんですけども、結局、産廃業者が入って来たと。そういった事実があるそうです。

それと、ですから、例えば、もう今でも産廃が入らへんだろうかということで、佐用も、いろいろ心配してますし、今、問題にもなってますし、現実になってますが、やっぱり、その産廃業者と言っても、結局、規制、法律が緩和されるわけで、入りやすくなるわけで

す。外国人でも参入できるように、今回の、この法律案が、法律が通りますと、改正案が通ると入ってこれるわけなんで、結局、それと、北海道でも、オムロンが千歳市に入ってきて、東京ドームの5倍ほどの広さの農地を買って、ちょっと名前忘れたんですけども、トマト、トマトを作ったそうですが、結局、それも、もう放ったらかしで、そのままになっているそうですし、和歌山でもカゴメが、カゴメの農園を作って、結局、そのまま、もう帰ってしまったと、そういった例があります。トマトとオムロンのは、まだ、9日の質問ではなかったらしいんですけども、そういった現実に、もう本当に、もうそういったことが、入って来ているのでね、やっぱり佐用町としても、やっぱり中山間地として、先ほどの町長や、また、課長のお話では、やっぱり今の農業を大事にせなあかんという気持ちも伝わってくるのは、私も良く分かるんですけど、万が一ということがありますので、やっぱり、そういう時には、是非、反対をしていただきたいと、それを思います。

それと、もう1つ心配なのは、日本の水はね、すごい綺麗ないうことは、もうご存知と思うんですが、中国なんか、もう本当に農薬まみれとかで、残留農薬残って、野菜も、それから、いろんな、そのお米にもということで、事故米のこともありますし、そういった点で、本当に、日本の水が、大変世界から注目をされているんですけど、もし、その水を確保するために、企業が入って来て、上流の方で、一部をずっと買い占めるといようなことがあった時に、下流の者はどうなるか。そういったことは、考えたことはありますか。どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今ね、話された中でですね、そういう、その私達も、この今の佐用町のね、中山間地の農業、当然、その環境も含めてですね、家族的な今、農業なり、また地域の皆さんの地域営農や、それから担い手の営農、こういう形で、農地が、完全に守られて、農業がこう、継続できていくことを、これは、やっぱり一番、支援していかなきゃいけないと。取り組んでいかなきゃいけないと思ってますけども、ただ、それでも中々、農地が維持できない。そういう現状が出て来た中でね、今、言いましたように、企業が、その農地を進出することについてね、反対をする。町が、全て反対するというような立場はとりません。それは、企業としてですね、やっぱり、農地を活用してですね、農業生産をしていくような、そういう計画があればですね、それは、佐用町にとって、地域にとってもですね、その内容を見てですね、良ければ、やっぱり、それは、誘致を、町としても、取り組んで行かなければ、そういうカゴメなり、今言われたような所がね、トマトの生産をすとか、それは、それで、1つの地域の農地の活用であればですね、地域の産業となるのであれば、それは、いいんじゃないですか。そんなところまで、最初から反対をします。そんなん私が、何か、町としては、そういう、取り組まないというようなことをね、一方的に言われることについては、ここでは、はっきりと、それは、今、否定をしていかなきゃいけない。今、言われたことに対してはね、私が、回答をしておかなきゃいけないと思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

5番（笹田鈴香君） それと、企業にもよりますが、その時は、反対とか、でも長い目で見ていただかなきゃいけないというのは、今回の、その利用権の、小作のね、関係ですけ

れども、今までの、今までは、20年間だったんですが、この法律が通りますと50年になります。50年って言ったら、もうほとんど一生。ねっ、次の代も、その次の代ぐらいにでもなってるか分かりませんので、そういったことを考えると、本当に簡単には、この法律は、私は通ってはいけないと思うし、やはり佐用町の農業を守るために、やっぱり町長も、その農業に対する思いは分かりましたけれども、やはり企業が、もし参入するようなことがあれば、是非、よくよく考えられると思いますが、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） はい、時間が参りました。笹田鈴香君の発言は終わりました。
続いて、19番、森本和生君の発言を許可いたします。

〔19番 森本和生君 登壇〕

19番（森本和生君） 19番、森本でございます。4問について、通告いたしておりますので、順次質問していきたいと思っております。明快な答弁を期待いたしております。

1、地域活性化経済危機対策・公共投資臨時交付金の取組についてであります。国では、経済危機対策を具体化するために、臨時交付金あわせて2兆4,000億円もの補正予算を成立したところであります。地域活性化経済危機対策臨時交付金は、地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けたきめ細かな事業を積極的に実施できるように、都道府県分で4,000億円、市町村分で6,000億円の臨時交付金であります。本町では、5億7,915万7,000円と決定であります。

地域活性化公共投資臨時交付金は、公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方が国の政策と歩調を合わせ地域における公共投資を円滑に実施できるように、1兆3,790億円であります。

2つの交付金を、いかに本町の活性化と町民の幸せにつなげていけるものか、そのようなことでつなげていくものでなくてはならないと思っております。

先日、本町の事業計画案が、出されましたが、今回の2つの臨時交付金のメニューは、2つに振り分けるべきものが多くあります。交付限度額を約1億5,000万円も多くなっており、当然、公共投資臨時交付金のメニューに挙げるべきものが、多くあり問うものであります。

2番、県道中三河佐用線改良整備促進についてであります。本県道については、私は、合併前より、また合併してからも、地元住民にとって、三河地域だけでなく、佐用地域にとっても、必要であり、合併の最大のメリットのある道路と指摘していたところであります。三河地域住民は、合併をし、新町となった町の中心地へのアクセスや、今後、開通される姫鳥線や現在ついております中国自動車道のアクセス、また緊急時の救急車、消防車等、安全・安心の暮らしには、早期開通が必要であります。そのために、この道路の効果は多大なものであります。

平成18年6月議会にも、私ども質問いたしました。この点について、早急に県に要望すべきとの提言をしたところであります。町長は、その時点では、今日まで三河バイパスの完成の見通しがない。県の事業として、1つ1つ解決していかなければ、次の事業ができない状況である。また、上三河佐用線、徳久バイパスの問題等もあり、とのことでありました。今回、長谷、三河地区からの陳情書も提出されており、先日、産業建設常任委員会で、地元住民代表、また町長もまじえて現地視察したところであります。住民代表の方と、その後懇談の中で、町長は、前向きな方向で取り組みたいとの考えでありましたが、今後の、整備促進について問うものであります。

3番、町道認定についてであります。町道として認定する場合は、町の財産として、買

収するか、用地の提供をしてもらって、登記ができるような状況の中で、町として確保して、初めて、町道として議会に諮り、議決を経て町道認定されるものだと思っております。現在、町有地の登記が、そのままになっている所が多数あると聞いております。適正な処理をすべきであると問うものであります。

4番、おねみのキャンプ場の運営についてであります。このキャンプ場は、日名倉山のふもとの自然豊かな所で、平成18年4月までは、奥海自治会管理で経営をしていましたが、昨年7月より株式会社兵庫自然楽校、がくという字は、たのしいという字のようです。楽校の田代正則氏との間において賃貸の契約をし、7月から3月までの契約をして貸していたところであります。しかし、経営は、この3月までで、閉鎖するということで、次に大阪の財団法人あいす・おおさかに貸せるというようなことで、されておりますけれども、テスト的に貸せるようでありますけれども、今後の運営について問うものであります。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、森本議員からの4項目のご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、最初の地域活性化・経済危機対策臨時交付金及び公共投資臨時交付金関係の取組みについてのご質問でございますが、この件につきましては、先般、9日にもご説明を申し上げ、鍋島議員からのご質問にもお答えをさせていただいたとおりで、答弁を、お答えをさせていただいたところでございますが、経済危機対策臨時交付金につきましては、交付要綱に沿った地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現や地域の実情におけるきめ細かな事業を積極的に実施できるように計画をしております。

佐用町への交付限度額が、5億7,915万7,000円ということでありまして、子育て支援、高齢者対策、学校教育環境の整備、安全・安心なまちづくり、農林業の振興対策、生活道路の整備など、町の単独事業で中々これまで実施できなかった懸案の事業に取り組んでいく考えであります。

実施を予定しております事業は、先般説明をさせていただいたとおり、今、42件。総事業費として7億3,120万8,000円を予定をしております。なお、個々の実施予定事業につきましては、事前に一覧表をお渡しして、今現在のところの予定表をお渡しさせていただいているとおりでありまして、ご了承いただきたいと思います。

また、公共投資臨時交付金関係につきましては、県市町振興課へも、いろいろと確認をいたしておりますが、まだ詳細が分からない状況でございます。

しかし、現時点での対象事業は、携帯電話不感エリアの解消事業や学校施設への太陽光パネル設置などを予定をいたしております。

次に、県道中三河佐用線改良整備促進についてということで、合併後に、森本議員より度々ご質問をいただいているところであります。本路線は、三河地区・長谷地区、特に三河地区の住民の方々には直線距離で佐用市街地への最短ルートであり、消防署・病院・高等学校・各種商業施設は言うに及ばず、国道373号線・中国道、また本年度末に供用開始の姫路鳥取道への最短のアクセス道路でありまして、町民生活の利便性の向上、また合併後の新町の一体的なまちづくりのためにも、非常に意義のあるものと、私自身、思っております。

私自身も、去る5月21日、産業建設常任委員会の皆さん、また地域の皆さんとともに、

このルートを踏査して、その内容、状況をつぶさに把握をさせていただきましたし、非常にまあ、距離が短いということと同時に、ルートにおいてはですね、中々、工事が非常に難工事になるというようなことも確認をしたところであります。

これまでには、特に、長谷、奥長谷集落で待避所の設置あるいは視距改良事業等で生活道路として支障を来している箇所の整備促進を行っていただいたところでありますが、この通行不能区間解消の要望につきましては、合併後沿線関係 13 集落自治会長連署の陳情書を県土木に早期開通の必要性を申し上げ要請したところでありますし、折に触れて本路線を貫通することの意義を訴えて参りました。

しかしながら、現段階において県は、県道ネットワークとしての当該地区は合併支援道路・県道上三河平福線の整備を重点整備路線として位置づけをされており、近接する中三河佐用線は平成 30 年度までの整備計画には位置づけをされておりませんので、当面の事業化については無いというふうな見解でありました。極めて厳しい実情であります。

一方、この現実を踏まえて、地元ではご案内のとおり平成 19 年 2 月に早期開通の実現には息の長い取り組みが必要との観点から各自治会長を会員とする住民主体の県道中三河佐用線改良促進協議会が設立されたところであり、今後とも、先ほど述べましたように非常に厳しい現実がございますが、協議会の皆さんと連携を図りながら早期開通の意義と重要性を訴えて、三河バイパスの完成、また徳久バイパスについても、着工、また完成の年度の目処が立ってきておりますので、今後、中三河、この佐用線についての改良の事業の早期採択、計画に挙げていただくように、要望を続けていきたいというふうに考えております。

次に、町道認定であります。ご指摘のように、町道に私有地、いわゆる道路内民地が現実としてかなりあるものと認識をしております。そうなった内容、経緯は一概には説明はできませんし、分かりませんが、事実として道路法に則して議会の議決をいただいており、その意味は非常に重いものがあり、且つ公共の福祉に、社会生活に多大の貢献をしている非常に大切な公共財産であります。

道路内民地の判明・発見には、事業実施に伴うもの、本人の問い合わせあるいは申し出によるもの、また、地籍調査事業で判明するもの等々があるわけではありますが、判明の都度該当の皆さんには、まず町道の意義をご理解いただき、その上で過去の経緯等に、お互いが納得のいく協議を経て、解決・処理を行っております。今後とも、その姿勢で努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、奥海キャンプ場の運営についてお答えをします。昨年 7 月に賃貸借契約を交わした、株式会社兵庫自然楽校は、契約期間中の施設貸付料や町水道使用料などの未納はなく、地元からも応援の声をいただくなどして、引き続き運営を期待をしておりましたけれども、かつて無い不況の影響など、当初の計画通りの利用者数が見込めず、会社が廃止され、運営を断念するという結果となりました。現在、町では、財団法人大阪市青少年活動協会と有効利用について協力いただけないかという協議を行っており、6 月から 8 月にかけてキャンプ場の試験的利用を行い、その結果を踏まえ今後の活用・利用についての協議を行う運びとなっております。

財団法人大阪市青少年活動協会は 1957 年に大阪市青少年キャンプ協会として設立され、現在では、青少年活動指導者育成や青少年健全育成事業をはじめ大阪市立の複数の野外活動施設等の運営管理を行うなど、幅広く活動をされている団体であります。町といたしましては、今後、この財団法人大阪市青少年活動協会と慎重な協議を続けて、ご協力をいただけるようにですね、努力をしていきたいというふうに考えております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） それでは、森本和生君。

19 番（森本和生君） それでは、時間の都合もあります。2 番の方から質問させていただきたいと思います。

県道中三河佐用線の改良ということで、確かに必要性っていうものは、地域の人、また私達も、この町中に住んでおるんですけれども、三河地区から上の人だけのメリットじゃなしにね、やっぱり、町の中も、そこ通れたらね、当然、そういう形で、経済効果もあるし、また、何よりも、今までは、南光町という1つの町の中でね、徳久の方へ出れば、いろいろなことは、それで用は足していたというようなことなんですけれども、やっぱり合併しますと、やっぱり新町の中心、また本庁の方に、いろいろと来る、アクセスというのが、やはりあれを通りますと、当然、町長も感じられたと思うんですけれども、20分、15分から20分ぐらいは、こう佐用坂を越えて行くよりも、あれの道を通ると早く、この本庁の方にでも着くと。また、救急車も同じような感覚で、相当、それよりも、まだ時間短縮がなるというようなことで、命にかかわるようなことでも、助かるというようなことでもあるということで、必要性っていうものは、誰もが分かっておるわけなんですけれども、当然、町長も、これは一生懸命頑張ってるんやということの考えを言われておりますので、まあ、ことあるごとにね、やっぱり県の方にやってもらう。また、何とか、このメニューの上にね、乗せてもらうというような形の考え方、それは、今までは、徳久バイパス、それから、上三河平福線というようなもんが、1つずつ片付けていかなあかんのやというような感覚で、私も聞いておって、ちょっとこう2年ほどは、そのことについては、触れななんだんですけれども、確かに必要なもんやという認識は同じだと思うんですけれども、もう一度決意だけお願いします。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まあ、先ほど、答弁させていただいたとおりであります。

まあ、この路線についてですね、1つは、合併協議の中で、県の合併支援道路として、上三河平福線、これが設定をされた。そういうことで、確かにルートとしては、非常にね、こちらの方が最短距離ということであったんですけれどもね、どうしても、その時に、こちらのルートの選択ということについてのね、もっと協議がされておれば良かったなという感じはいたしますけれども、ただ、今、お話のように、県の財政も非常に、説明させていただいたとおりですね、厳しい状況の中でね、また、県の事業としても、たくさん佐用町としても要望している中で、いっぺんにこれをね、要望を、これだけ、また挙げていくということ自体、中々難しかったんですけれども、まあ、上三河、三河バイパスも、町も、後2年ぐらいで完成という目処がつかましたし、徳久バイパスも来年度着工、5年間ぐらいで完成するという、県のお約束もいただきましたし、まあ、上三河平福線、これ合併支援道路、これも、まだ残っている箇所ありますけれども、平福、国道373から平福の智頭急行までの宮橋までの改良も、それ以降についてもですね、引き続いて、これやってやっていただけるだろうという目処も立ちました。そういう、順次ですね、1つ1つ、こう事業も、要望してきた事業もですね、まあ、事業化されて、完成についての目処も立ってきた中でね、この中三河線についても、今後、こういう地域の皆さんの要望、活動と一緒にですね、粘り強く、やはり要望をし、まず県の計画の中に、入れていただくと、そういうところから、努力をしていけばですね、そういう、時間はある程度かかったとし

でも、そういう事業化について実現が可能ではないかというふうに思っております。そういう要望活動を、要請をしていかないとですね、これは、いつまで経ってもできません。

ただ、まあ、この間、現地見させていただいてもですね、非常に高低差というものがですね、この三河側と長谷側では、非常に大きいものがあります。ですから、あの峠の所だけが非常に短くて、簡単な、もうちょっとトンネルでいけるのかなと思ってたんですけども、あの高低差をトンネルで解消しようとするればですね、相当長いトンネルを掘らないとですね、これは、道路としてですね、難しいと。他へ、ほなルートをずらすということになるとですね、また、それもかなり距離が増えると。非常に、技術的と言うんですかね、事業的にも、大きな、これ事業だなという認識は持ちました。

まあ、そういう非常に大きな、まあ言えば事業でありますのでね、これ相当、力強い、粘り強い要請をしていかないと難しいなという思いがしておりますけれども、先ほど、言いましたように、思いは、一緒でありますので、そういう取り組みについて、頑張りたいと思っております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） まあ、粘り強くね、再々要望していくということで、確認できましたので、次に行きたいと思えます。

次、3つの町道認定と、それから奥海のキャンプ場、これについてもね、産業建設の常任委員会の中で、私も常任委員で、当然、常任委員会の中で、話して解決すべきということあるんですけども、そこの中でも話出したんですけども、明快な答弁得られませんでしたので、今回、質問をさせていただくような形になりましたので、ご理解いただきたいと思えます。

3番目、町道の認定についてであります。町道の認定について、現実に、私も、20何年議員させていただいておるんですけども、とりあえず町道として認定するというような形の考え方はね、当然、町の財産として、確保して、それで、町道としての認定をしていきますよという形でしていったと、していくべきだということでしたらと思うんですけども、それ以前の、ずっと前のいろんな形で、登記ができんまま道をつけたというような、そういう形のところが、相当こう、今になって問題が上がってくるというような形であらうと思うんです。当然、ここ20年ほどの間では、そういう私有地の権利があり、また、その私有地の中で、権利のあるにもかかわらず、町道として、町に財産として確保していくというようなことはありえんような実態であるんですけども、その点、どういう形で、こういう町道の認定の分がね、今になって、いろいろ耳にするようなことが、私有地やのに、うちの土地やのに、町道に認定してしもとうがなというような話が次々出てくるというようなことはね、そのへん、どういう感覚で、どういう原因があったんかというようなことも調べながら、それをきちっと解決していかなければ、町としての認定をした町道は、町の財産なんです。それで、また、財産として、いろいろ、国や県の交付税なりもらっていつておるわけなんですけれども、そのへん、どうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 次々という、今ね、具体的に問題が起きているわけではありません。今、森本議員がおっしゃっているのは、多分、南光でのですね、事例を挙げられているん

ではないかなと思うわけですが、町道としてはですね、当然、町の財産として、きちっと確定した上でね、まあ、それが、道路として、町として、今度管理していくためにですね、認定をするということで、まあ、それは、財産とともに、その地域の皆さんの、やはり生活の事情、どうしても、絶対不可欠なものであると、必要なものであると、それを町が、管理をしていくという、そういう立場から認定をされているということだと思います。

で、その中に、道路の中にね、まだ登記上、きちっと、町有地として確定されていない部分が入っている。これは、今、森本議員もおっしゃったように、過去に、そういう登記、分筆登記とかですね、きちっとした登記をせずに、道路をつくること、事業だけを先行してやってしまったということが、過去にはあったということですし、それから、当時、私道として作られて、後に、町道認定をしたと。それは、その私道を作られた時にね、当事者間、地権者間の中で、ちゃんと、当然話はされて、無断でされているとは思わないですけれども、されたと。ただ、そのことが、きちっと町として解決、確認せずにね、道路認定をされたということ。まあ、そういういろんな事例が、それぞれケースバイケースにあると思います。

ただ、やはり長年道路として使ってきたものについては、これは、個人のものであってもですね、やはり、そこに公衆用道路としてですね、これは、その通る住民として、通る権利というものも生まれてくるわけです。ですから、町は、そういうことの申出があり、またそれが発覚した時にはですね、当然、過去のどういう経過であったかということと同時に、基本的には、長年使ってきた道路であるということで、町への寄付をいただいでですね、道路として、きちっと登記をするということを努めております。

まあ、ただ今回の、今、問題になっております南光における事例はですね、過去に、多分、当事者間において、当然その話し合いがされた上でね、作られたらうと。ただ、それが、登記なりがきちっとされてなかったと。そうすると、全く了解してない中で作っているんだというような話であったようですね、これも、何も、今出てきた話じゃなくってね、もうかなり以前に、町の方に申し出があり、その解決についてね、その地権者、元々の地権者の方からですね、そういう申し出があったということです。それを、なぜ、その時点でね、こう解決しなかったのかということで、今になってですね、もう何年も 10 年も 15 年も前、ずっと言うて来たことが、そのまま残ってきたということでもありますから、余計、過去のことが分からない中でね、解決をしなきゃいけないという難しい問題に発展をしております。まあ、それは、全てじゃなくて、そういう事例があるということは確かなんでね、でも、それについては、町としては、今、できる範囲内で解決をするために、地権者の方にも、そういう道路としての必要性と、やっぱり公共性というものをご理解いただいでですね、ご協力いただくようお願いをしておりますし、必要であれば、町としても、その土地を、改めて買収するというようなこともね、これは基本的には、寄付採納をお願いするわけですが、それが、中々、過去の状況から、きちっとした説明ができないし、またその証拠もない、また地権者の理解が得られないということであれば、この件については、町としてできる範囲内、できることというのは、やっぱり買収も最終的にはしていくということも、これも 1 つの解決をしていかなきゃいけない方法だと思っておりますし、そういう意味で努力をしております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君）

はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 町長、あの、南光地区のことじゃなしに、上月にもありますし、私とこの周辺にも、こういう話あるんです。そやさかいに、とりあえず、全般的な話としてね、僕、聞きよんでね、とりあえず、今話聞いておったら、例えば、そこ通る、奥の何軒かの人が通るとこの道、通りよんやと。その用地を、私有の名義が残っておる人のところがあって、ずっと通らしてもらいようやつ、町道認定してえやうて言うて、双方の話の中で、町は認定しましたよと。していきましてという話あったんやけど、そやなしに、町道という形にしようと思うたら、町の財産、町の名義にしていく、できたら名義です。そやけども、町の名義が、登記ができるだけの、いろんな手続きをとった中で、町道として初めて町の財産として、町は認定するんでしょ。そやさかいに、その双方が、それ町道にしてえやうて、町道にできるわけじゃないって、僕は、思うんやけども、そのへんの考え方がね、とりあえず、町の財産として確保、登記できる状況言うたら、確保して、町の財産として受け入れて、初めて町道にしますよっていうことでなかったら、その通る人が、町道でええんやとか、町道に認定したらええんやというようなことで登記が残ったというような話はね、ないんです。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは違うと思います。それは、私有地であってもですね、了解があって、きちっと手続きすれば、町道の認定。町道の認定と、必ず町有財産でなければならぬというのは、これは、イコールではないというふうに、私は思います。

基本、原則はね、やっぱり町有地として、町として、その道路としてのね、その登記も必要だというふうには、思いますけれども、それは、できない部分も、所もあるわけです。ですから、そういう意味では、当然、町道で、今後認定していく中でね、必要があれば、それは、当初から、そういう問題が残さないように、分筆、寄付をいただいて、例えば、登記をするということも、これも1つ、まず最初、手続きとしてあります。ただ、それが中々、登記ができない。分筆ができないというような土地もあります。そういう時には、その覚書なり、その確約、きちっとした書類上の確約をいただいて、そこに使用することに認めるということで、町道認定することは、これは可能です。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） そやさかいに、町道として登記ができるような状況いうか、町道として確保した中で、町道として認定していかんだら、その使いようような人が、これ町道に認定してえやうて言うて、ほな町道になれるわけじゃないということ、私、言いよんやけども。そうでなかったらおかしいですよ。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） そのとおりです。そのとおりですよ。だから、ただね、今、問題になっているのは、その時に、そういう確認をせずに、もう既に、町道と認定されているから、そうになっている。それは、今、私が、佐用町、合併してからしているわけじゃなくて、合併以前に、そういうね、もう、過去20年か30年前に、そういう認定がされている

という事実、これは、その時にされた、した、その責任というのは、その時の責任であって、今、それを言われても、それを今は、解決するのが、そのことが前提でね、できていないということを前提で、いかにどういうふうに解決するかはわからないわけです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 時間があれなんでね、とりあえず、こればかりに時間とれんのですけれども、私の考え方は、町道としての、過去を捨て、登記まで、事務手続きができないんやけども、そういう同意とか、いろんなもんも全部書類整うて、いつでも登記できる状態になってますよという確保をしていって、初めて町道というような形でなかったら、町道として認定したら、町道で、交付金やいろんな形で来るんでしょう。それ、もらうんでしょう。当然、ほなら、そういう形の人、ほな極端に言うたら、その自分の財産のところを固定資産税払いよったら、その分だけは、その人は、道として固定資産税払いよるし、町は、交付税もらいよるしというような、そんな変なことになるさかいに、町道と認定ということまでいっとんだったらね、当然、その町が全部管理できますよとか、権限ありますよということでもなかったら、あやふやなこと、それも河川も皆一緒やと思うんです。赤線、青線、町がね、町の職員は、そういう国の財産、それも、今、町の財産になっておるんですけれども、町の財産をね、きちっと守ってもらわなしたら、それを。

町長（庵逄典章君） 分かりますよ。ですから、そのことはせずに、その当時、認定がされているということ。それだけです。だから、それ、今言われるのは、そういうことがきちっとするのが原則ですよ。はい。だけど、それが実際にはできてなくて、既に、町道認定されている所はありますし、そのことで、今、問題になっている箇所もありますということです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 僕が、言うたんは、もうほんまに、その今も言うたように、ずっと議員に出させてもろてからは、ずっと、そういう形で町道認定してきたという考え方、そやけど、過去の問題について、いろんな時代の時にはね、登記が間に合わんと、ずっとしていった時もある。ほな、そこも集落同士が、いろんな和やかにいきよったんやけども、何かの拍子でこうっていうような形もある。そういうことが含めてね、問題のところはね、まあ、その何が問題かって言うと、やっぱり周辺付き合いの話が問題になってくるようなことになるんで、そのへんも、やっぱり町が中へ入って、やっぱりこう、どない言うんか、協働のまちづくりやで、皆の町やさかいに、皆で共有財産というような形の中でね、話を収めていくと、それできっちり町の方の財産として確保して町道ですよという形でもなかったら、おかしいですよという話。もう、ええですわ。次行きます。これ、また後でします。

次、4 番の奥海のキャンプ場の運営についての方に行きます。奥海のキャンプ場のことで、これも通告した時には、先日説明があったり、また、委員長の方からの経過がどうやったんやという説明をせいというようなことであつたんですけれども、田代さんという人のね、見方が、ちょっと甘かったん違うかなという考え方であります。それで、その田代さ

んの契約の中にはね、7月から3月まで、とりあえず賃貸契約して、それで次、更新するか更新せんか、その時になって決めますよってということやさかいに、当然、田代さんは、3月まで借りて、それ以後、契約は3月までだったんやさかいに、3月以降は借りませんよということだったら、それで、何も問題はないんですけども、田代さんとしての問題はですよ。そやけど、その辺のことでね、やっぱり課長の説明も何かあやふやで、田代さんあかんようになったんや言うて、3月で。3月に入ってから、もう4月からようせんでというような話で、4月に入ったら、ちょっと他のとこ、今、探しよんですというような話があるから、今も話したように、町の財産、共有の皆の町民の財産を、そがいに、ああそうですか、ほなら、あかなんだら次探しますわ。なんていうようなね、そういう感覚の中で、町の財産を賃貸するというようなことは、ちょっとおかしいん違うか、もうちょっと詳しいに、どういう状況だったんやということを説明していただきたいということだったんですけども、その辺の説明が、私らに理解できんようなことがあったということがあります。

それで、とりあえず、これね、田代さんが、借りたんは、7月に契約して貸したんやけれども、その中で、田代さんが、8月、9月、10月と3カ月だけ受入して、後は、キャンプ場、受入していないんですね。そやさかいに、そのへんのことは、どういう状況だったんか。田代さんが来る前に、この間も話が出てました、清水國明がどうか、こうとかいう話の大きな話を地元にも町にも、もの凄い大きな、3,000人とか5,000人とか直ぐ来るんやとかいうような話とか、資金は十分にあるとかいうような話の中で、聞いてうさかいに、どないなつたんやなということで、なんですけども、この事務的な考え方は、8月から利用して、水道なんかで使ったね、この田代さんに貸せるまでの使った経費については、どれぐらい金使われとんですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 経費につきましては、水道の接続工事としまして47万1,450円を町費で賄っております。後、浄化槽の問題とか、電気の接続とかというのは、全部本人がもっておるということと、それから水道の加入金ですけども、これは、一般会計から特別会計ということで、150万ということでございます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） それから、これ地元の人も言うんですけどね、田代さんに貸せるまでに、当然、あつこの管理棟の中にはね、いろんな備品が相当あったと思うんですけども、その備品はどこ行ったんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

商工観光課長（廣瀬秋好君） あの備品につきましては、地元とも協議をして、使える物については、南光の自然観察村の方へ移転をして、有効利用する。それと、使えない物については、処分をするということで、処理をいたしました。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） まあ、備品のこと、有効利用してもらったら、それはええんですけれども、地元の人にはね、あの備品、テレビが 3 台もあつたり、冷蔵庫もあつたりしたんやけれども、何も使えとも言うてもらえへんし、掃除機の、部落の人の何人かで寄付した、名前の入った掃除機だけは、部落の方に帰してもらいたいようなことなんやけれども、後は何の相談もなしに、のうなつてもとうというふうな話が出るんですけれども、その点、どうですか。

議長（西岡 正君） はい。

商工観光課長（廣瀬秋好君） 1つ1つ、地域の方と立会いをして、これをどうするかという協議はしてなかったんで、そういうことになったと思いますけれども、こちらの判断として、テレビなんかも、もう使えないというような判断もできましたし、使える物は、先ほど言いましたように、有効利用させていただいたということでございます。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） それと、水道の設備についてね、今、47 万 1,450 円、これは、いつ工事して、いつの議会に、その予算が編成されて、それで支払がいつしたんか。そのへん、ちょっと聞かせてください。

議長（西岡 正君） はい。

商工観光課長（廣瀬秋好君） その工事につきましては、財産管理ということで、財政課が持っております予算で対応しまして、工事は 7 月にして、支払は、7 月の 30 日にしております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 普通ね、予算組む時にはね、これに、こんだけ使いますよと。議会の承認を得て、使うんです。それで、12 月議会に補正予算で、挙がって来ておるんですけれども、こういう形のもん言うたら、当然、専決できちつとして、していかなあかんのん違うん。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君）　　これは、森本議員も、先ほど言われたようにですね、町有財産として、町の財産として管理をしなきゃいけないという、大原則があります。ですから、これは、工事でなくって、当然、水道の施設の修理ということですから、それは、全体の、いつ、そういうことが発生するか分からない。だから、公有財産全体の管理費として、予算も最初の、当初予算で計上させていただいております。そういう中から、それを使って、また、それで、それが足らなく、必要であれば、また補正予算なり、後から、また、その分としての予算は挙げさせていただいてるということです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、森本和生君。

19 番（森本和生君）　　あの、これ、水道の修理言うたら、めげたやつを直したりね、今あるやつを直すのを修理でね、これ接続した工事なんや。本管から、新たな工事ですよ。これ、あっこには水道がなかったさかいに、本管は、通っておった。その道の前通っておったさかいに、それから接続して使えるようにする工事を、新たな工事しておるんですわ。修理じゃないんです。

議長（西岡 正君）　　はい。

町長（庵逄典章君）　　工事においても、財産管理としての工事をしております。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、森本和生君。

19 番（森本和生君）　　もう、そない言われたらね、もう議会どないしたらええんか分からんようになるんやけども、財産管理言うて、財産管理するために、その接続工事をするというようなことを、本来はありえんのんですわ。まあ、これ言いよったら切りがありませんので、これもまた、次の機会にしたいと思えますけれども、当然。

　　次、この問題についてね、次のほな、大阪の財団に貸してするのにな、運営経費を 40 万、またこれ使って、今年ただで貸せる言いよんでしょ。

議長（西岡 正君）　　はい、答弁。

町長（庵逄典章君）　　こういう施設をですね、こう活用して、指定管理にしていくために、町としても、これ何も利用しなくてもですね、当面、ある以上は、これを管理をし、また経費もかかっていくわけです。こういうキャンプ場だけじゃないですけども、今、近隣の市町なんかでもですね、こういう施設、非常に赤字になったり、使えなくなった物を、そういう民間の者に貸していく、そうすると、中々、実際には、そういう指定管理で出してもですね、それがうまくいかない。また、新たに新しい人を探す。探すに当たっては、その施設の改善もしていくという、そういうこともやむを得ないということやってます。

　　隣のピュアランド、上郡町なんかでもですね、実際には、指定管理出しましたけれども、もう運営が、これやっぱし、その会社ができないということで、撤退をして、3 カ月、4

カ月、半年ぐらいですね、もう、そのまま休止にしてしまって、また、新たに、そのいろいろと修繕をして、新しい所に、今貸せるような、今、努力をされておりますけれどもね、そういう意味で、どうしても、次の新しい業者に、利用していただきたいし、地域においてもですね、やっぱり、せっかく地域の皆さんにおいても、この期待も大きいわけです。町としても、できるだけ、そういう、この施設を有効活用して、まあ地域の活性化にもつなげたいということで、取り組んでいるわけです。できるだけ、こうした、安定したですね、公共団体に利用していただくということが、今後、途中で、いろいろとこういうようなね、解約とか、途中で事業が終わってしまうというんじゃないかって、少しでも長くですね、また、確実に利用していただけるようなものにしようということで、今、努力をしておりますのでね、その点は、ご理解いただきたいと思います。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19番（森本和生君） 私、この奥海のキャンプ場も、ずっと前から係わってしておるんですけども、何も、この計算上ね、どうしたこうしたというようなことを言いとうて、こう言いよんじゃないしに、今まで、田代さんに貸して、ほな地元の人に、何か、地元の人との交流があったり、町民の人の交流があったり、そういう人に使っていただいて、ある程度経費掛けていく。今度、また大阪の財団に貸せるんはええんですけども、その人が、ほな町に対してメリットがあったり、町民に対する、その交わりがあったり、都市との交流とか、奥海の年寄りのとこに、そのキャンプに来た子が、ちょっと、おじいちゃん、おばあちゃんどないしようかとか、晩には、キャンプのファイアするさかいに来てなとかいう、その交流のね、そういうことできるんだったらね、経費使うたって、僕はええと思うんです。そやけど、ただね、大阪のキャンプの、1つの、まあ言う、アウトドアの団体みたいなような感じの、あいす・おおさかか何かいう、その1つの財団がね、来て、それで、そこへマイクロバスみたいなもんで来て、それで、すっと帰ってするというような形で、ほな、住民にとって、ほなら、町にとって、その人に借りてもろて、経費使うて、何のメリットが、そこにあるんかっていうことが、ちょっと考えれんのんですは。このことに対しては。

ただね、スピカホールとか、ああいうとこの考え方から言うたらね、佐用町でもレベルの高い文化に触れるような形で、町民があっこへ聞きに行つて、ちょっと名の知れたような演奏家とかいろんな形、また町民が、そこで演奏して、ああいう自然の中で、木造のところで、文化に触れるというような形の施設というようなもんは、理解できるんです。だけど、このキャンプ場だけはね、何これ経費だけ使つて、また大阪の人に貸せるために何するんやつて、地元の方は、後、田代さん借りた後、何が残ったんや言うて、何のあれもないし、ごみだけ拾わされて、キャンプ場のごみは清掃して帰られたらしいけども、やっぱりキャンプしに来た子ども達は、あっちこっちにごみを捨てとつたらしいです。だから、そういうことの形でね、掃除だけは本気でしたけどなって、というような考え方でしかないんです。そやから、そういう施設だったらね、そういう人に借りてもらふ必要ないと僕は思うんです。そやで、もっと、そこ、住民とか町民に訴えて、理解ができるような、そういう考え方の人に借りてもらいたい思うんやけど、そこどうですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長(庵逄典章君) 僕、ちょっと今、森本議員が言われる、その青少年の活動センター、子ども達がね、大阪の人であろうが、地元の子であろうがね、あそこ、やっぱりキャンプ場として、ああいう施設を活用して、地域の中でね、あの自然の中で活動するという、私は、それによって、地域の人とのかかわりがどうなのかと。私は、そういう子ども達が、来て活用することによって、地域の人も、またできる範囲内の、また手助けは、していただけますし、また、私は、地域の人にとっては、そういう、是非、キャンプ場として、今後もあれを維持できるようにして欲しいという要望、それは、私の方にも、直接聞いておりますしね、ですから、それを、その今、大阪の、こういう団体に、今後とも、長く使っていただこうという形で、今、協議をお願いをしているわけです。向こうから、是非というんじゃないかって、こちらとしても、こういう施設があるんで、何とか、それを使っていただけないかと、協力していただけないかということをお願いしている。だから、そのためにね、若干、修理をしたり、それは、整備をしたりして、まあ試験的に、この夏に使って、それによって、今後、できるだけ長く、この活動団体の活動施設として、指定をしていただいていますね、使っていこうということですから、それは、そうなってくれば、また、この使用料、この施設のね、それも当然、算定していただくことになりますし、また、地域の人も、いろんな係わり合いを、どういうふうに係わっていただくかということも、それから考えていくことであってね、それを最初から、何も係わりがないから、じゃあ、もっと係わりのある人というのは、じゃあ、どういう人にお貸ししたらいいのか、あれは、キャンプ場ですから、キャンプ場じゃないものにね、変更、変えていこうとしても、中々、それは、他には使う用途っていうのは、難しいわけですから、私は、これだけの施設を、ああいう団体に活用していただくということは、非常に、町にとっても大きなメリットが出てくるというふうに思っております。

〔森本君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、森本和生君。

19番(森本和生君) 仮に、試験的に貸せるんやと言いながらね、電気代15万円、水道代9万円、ガス代6万円、修繕費は、当然、修繕するところがあるさかい、修繕費いうことはあるんだろうけど、そういう経費まで使って、こっちが出して使ってもらうような、何それ言うて、それだったら、もっとキャンプ場の有効利用、町民で有効に使えることを、やっぱり考えていくというようなことを、当然、地元の者も含めて、今、地元の者いうても、管理ようせんは、運営ようせんはというような形で、なったんですけども、元々は、地元熱望のキャンプ場なんです。だから、そのへんのことをね、町長、もっと地元と、よう先に、よう話して、そういう形で、何とか、地元の人に有効に使ってもらって、それで、まあ言う、元々は、その自然学校のね、天文台の自然学校の子どもさんを、何日かっというような形でも、キャンプをあっちにっというような、当初は、そういう考え方もできたりしよったわけです。そやから、そのへんのことも含めてね、やっぱり町民の財産やさかいに、そりゃ、確かに、大阪の人だったらあかんとか、そういう言い方しよんじゃないんですよ。使うてもらたらええんやけども、ただ、使う経費ぐらいはね、その使うもんが払うていかなんたら、これ、何、電気代、使う電気代から水道代からガス代から、皆、こっちの者が払うて、どうぞ使うてください言うて、バスで来て、すっと帰って、何の、これあるんやという話。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今、森本議員がね、地元の熱望で作ったんだから、地元の人に責任持ってもらってね、もっとやってもらったらいいんだと。で、そういうふうには、そりゃ、私らも、地元で要望受けて、地元と一緒にやって、地元の人でも頑張って 10 年間やってきて、地元の皆さんもね、それから、10 年間経って、やっぱり一生懸命やっていただいた人も、体が悪くなったり、亡くなられたり、そういう地元が、非常に、もうどうしても管理ができないという状態の中でね、これをどうしていこうかということになったんですよね。ですから、そういう、その状況を踏まえて、町としても地元と話をして、地元の人、自分達はできないけれども、あのキャンプ場をですね、何とか、その維持をして欲しいという、ですから、何も、この今回の経費というものは、将来に向けて、それを活用していただくために、まず試験的に、最初から今年の予算として、その協会なんかもあるわけでもないんですけれども、何とか、ここで活用していただいて、あそこは、非常にいいとこですよと、皆さんに認めていただくためにもですね、試験的に使っていただくということで、経費をお願いしているわけです。

だから、そのことによって、将来の可能性が生まれれば、それは大きな 1 つのメリットが出てくるわけですから、何事をするにしてもですね、最初から全て、きちっと計画ができて、その全て、満足、誰もが、その町にとっても大きなメリットがあるということが確定した上でね、できるというのは、非常に難しいですよ。やっぱり、こういう、元々が、そういう厳しい状況の中で、あれは考えてやっているわけですから、その点は、ご理解いただきたいと思います。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） 町長、もうちょっとね、前向きな、それも、協働のまちづくりとかね、安全・安心のまちづくりというようなことでね、ずっと言われてきたわりには、何か、あれ、とんだ考え方やなというような考え方が見えるんですけれども、時間がありませんのでね、また次に行きたいと思えますけれども、次行く言うたって、もう 5 分ほどしかないんですけれども。

とりあえず地域活性化経済危機対策・公共投資臨時交付金の取り組みについてという 1 番の方に入りたいと思います。このことについてはね、当然、地域の活性化、地方を助けてやるんだというような基本の考え方からね、地方に交付金として、何とか、地方頑張れというような形で出していただいた、ありがたい交付金なんで、その有効利用をきちっとしていかなければならないと思うんです。それで、時間がありませんのでね、ちょっと、もっともっと話したいんですけれども、これ教育委員会の方の考え方から、ちょっと先にしたいと思えますけれども、これ、今年から、小学校、中学校の理科の教科いうんが増えるんですね。どうなんですか。

〔教育委員会教育推進課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、推進課長。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） 学習指導要領が、今度変わりますので、その移行期間ということで、本年度から、いろいろな理科にかかわっての教材備品、特に、実験、観察にかかわっての器具ですけれども、いろいろと増えてくるところはあります。

19 番（森本和生君） 何時間増えるんですか。

議長（西岡 正君） はい、答弁。

教育委員会教育推進課長（岡本 正君） 時間数については、今年度については、すいません。将来的には、今、例えば、高学年でしたら、週3時間あるんですけれども、それが、もう何時間か増えるというような形で増えて行きます。今、増えると言いましたんは、そういう教材教具の必要な物が若干増えてくると、そういうことなんですけどもね。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、森本和生君。

19 番（森本和生君） あのね、1年でね、小学校で55時間増える。中学校で、95時間増えますよと。理科の教科。それに対するね、教科に対する備品とか、それから実験道具とか、いろんなものを、この交付税の中に入れていこうやないかというような形で交付されていくもんがあるんです。それが、今回、全然挙がってないんです。それで、これ何かなと思ひよんですけれども、小学校では、物の重さとかね、身近な自然の観察とか、それから、これ嬉しいんですけれども、とりあえず天体のことがね、これから月の位置とか、形とか太陽とかいうような、小学校では、そういうことをしていかなかったら、国際レベルから、教育、理科の教育、落ちておるといような考え方から出たんだろうと思うんですけれども、それに係わる備品についてね、この交付税で、教育長、こういうあれはご存知ないですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 昨年来、新学習指導要領で、時間数の増加、さらには、理科の内容、中学校では体育関係の内容、等々がありました。それに基づいて、当初予算で年次計画的に整備していくと、そういう形で対応しているところです。

〔森本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

19 番（森本和生君） はい、時間がありませんので、そういうものについてはね、教育委員会からの申請が、窓口ですよということなんです。そやさかいに、とりあえず、佐用町が、教育委員会、1つの教育委員会やさかいに、どっかの教育委員会に、こう窓口つけるようなことじゃなしに、補助金の申請の準備を早急にしてくださいという通達が来てると思うんです。そのへん、もっとね、この事業計画の中にもね、そういうものを入れてい

かなかったら、これ 100 年のね、100 年に 1 回の、

議長（西岡 正君） 時間が来ました。

19 番（森本和生君） ああ、危機や言われておるんやけれども、とりあえず 100 年に 1 回のチャンスと思うてください。
終わります。

議長（西岡 正君） 森本和生君の発言は終わりました。
これで、通告による一般質問は、終了いたしました。
これにて本日の日程を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
これにて、本日の日程は終了いたします。
次の本会議は、来週月曜日、6 月の 15 日、午前 9 時 30 分より再開したいと思います。
本日は、これに散会いたします。

午前 11 時 26 分 散会